

証券コード 1822  
平成29年6月7日

株主各位

東京都中央区新川一丁目24番4号  
大豊建設株式会社  
代表取締役 水島久尾

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時  
2. 場所 東京都中央区新川一丁目24番4号  
当社本店 地階会議室

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- 第68期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)事業報告及び計算書類報告の件
- 第68期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 退任する社長に特別功労金を支給する件

### 4. インターネットによる開示

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiho.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

なお、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び株主資本等変動計算書、個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiho.co.jp>)に掲載させていただきます。

# (添付書類)

## 事 業 報 告

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、急激な為替の変動、新興国経済の減速の影響及び欧米諸国の経済政策に対する不確実性等のリスクがありましたが、緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出の推進により、雇用・所得環境が改善し個人消費を中心に緩やかな回復基調が続いてまいりました。

当社グループの主要事業であります建設業界におきましては、政府建設投資は減少傾向にありますが、東日本大震災からの復興、首都圏インフラ整備、老朽化対策等の事業により工事量は高水準を維持してまいりました。また、民間建設投資においては、分譲マンションの着工件数の減少など先行きに不透明感がみられましたが、土木インフラ系企業の設備投資や企業収益の改善を背景に設備投資は底堅く推移し、緩やかながらも回復傾向が続いてまいりました。

このような情勢下におきまして、当社の企業グループを挙げて積極的な営業活動を行いました結果、連結受注高におきましては、1,706億5千1百万円（前期比21.3%増）となりました。うち当社受注工事高におきましては、土木工事で719億1千8百万円（前期比60.7%増）、建築工事で568億3千6百万円（前期比3.6%増）、合計1,287億5千5百万円（前期比29.3%増）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事62.4%、民間工事37.6%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

発注者	工 事 件 名	施工場所
東日本高速道路(株)	東京外かく環状道路大泉南工事	東京都
東京都財務局	中川護岸耐震補強工事(その34)	東京都
東京急行電鉄(株)	麴町東急ビル建替計画	東京都
防衛省 南関東防衛局	浜松(28)庁舎新設建築その他工事	静岡県
カンボジア王国公共事業運輸省	カンボジア国道5号線北P2工区改善工事	カンボジア王国

また、連結売上高におきましては、1,436億1千3百万円（前期比2.2%減）となりました。

うち当社完成工事高におきましては、土木工事で522億3千7百万円（前期比4.4%増）、建築工事で470億5千8百万円（前期比10.0%減）、合計992億9千5百万円（前期比2.9%減）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事60.0%、民間工事40.0%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

発注者	工事件名	施工場所
宮城県仙台市 東京都下水道局 足立成和信用金庫 東急不動産(株) 丸紅(株)(中華人民共和国)	第3南蒲生幹線工事1 北区赤羽台一丁目、岩淵町付近枝線立坑設置工事 足立成和信用金庫本店新築工事 (仮称)プランズシティ久が原計画 地下鉄桃園空港線ME01標の内操車場他土工	宮城県 東京都 東京都 東京都 中華民国

利益面におきましては、原価の低減と経費の節減を推し進めました結果、連結では経常利益101億3千1百万円（前期比10.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益70億3千7百万円（前期比26.7%増）という結果になりました。うち当社の経常利益で63億6千9百万円（前期比4.0%増）、当期純利益で48億6千8百万円（前期比33.8%増）という結果になりました。

① 企業集団の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

(単位：百万円)

区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	110,344	94,590	75,141	129,794
建築	73,880	74,843	65,294	83,429
その他	235	1,217	971	482
合計	184,461	170,651	141,407	213,705

(注) なお、当期のその他の事業におけるその他の売上高は、2,206百万円であります。

② 当社の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

(単位：百万円)

区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	83,805	71,918	52,237	103,486
建築	58,492	56,836	47,058	68,271
合計	142,298	128,755	99,295	171,757

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施しました設備投資は、新機材センター用地の取得及び工事用機械の購入等、総額13億1千5百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しといたしましては、きわめて緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出を背景に企業収益、雇用者所得が改善し、経済の好循環が持続するものと見込まれ、成長期待の高まり、オリンピック関連需要の本格化などを受けて企業の設備投資は増加基調が続くと思われます。

ただし、先行きのリスクとして米国経済の動向や英国のEU離脱による経済的影響をはじめ、中国及び新興資源国等の経済動向の不確実性に留意する必要があると考えられます。

建設業界におきましては、政府建設投資は、緩やかな減少が続くと見込まれますが、国土強靱化、防災・減災事業及び老朽化対策事業等への投資が高水準で維持されると見込まれます。また、民間建設投資においては、先行きに不透明感はありますが、活発な首都圏の再開発事業や土木インフラ系企業の設備投資等が押し上げ要因になり、緩やかな回復基調が継続すると思われます。

なお、働き方改革についての時間外労働のあり方に対する問題や以前より不安視されている技術者・技能労働者不足、労務・資材費の上昇等の問題が工事進捗に影響を及ぼすおそれもあり今後も動向を注視する必要があると思われます。

このような環境の下、当社は「創業の精神に則り技術力を持続的発展の礎とし、技術力に裏打ちされた収益力の強化と資本政策の充実により企業価値を向上させ、すべてのステークホルダーにとって魅力ある企業を目指す。」を中長期の経営ビジョンとし、独自技術の高度化及び実効性のある技術の開発に取り組むとともに、持続的成長に不可欠な人的経営資源を確保し、安定的な収益構造の確立を目指す所存でございます。

具体的には土木事業戦略として、得意技術をはじめとする技術開発の強化により、競争力及び生産性の向上を図り、市場環境、優位性、収益性を考慮した地域選択と人的資源の効率的な投入により営業力と収益力の強化を目指します。

建築事業戦略としては、首都圏エリアを最も注力すべき市場と位置付け、多様な工法への対応を強化することで非住宅部門の競争力を向上させるとともに省力化技術の確立・提案、ICT技術の導入等、生産性の向上に取り組み、営業力と収益力

の強化を目指します。

また、人的資源確保の観点から、社員の能力開発、教育・育成、待遇改善及び「働き方改革」に取り組むとともに、経営の最重要施策として財務体質の充実と株主の皆様に対する安定配当の維持に努めてまいり所存でございます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期 (平成26年3月期)	第 66 期 (平成27年3月期)	第 67 期 (平成28年3月期)	第 68 期 (平成29年3月期)
受 注 高(百万円)	146,821	167,725	140,705	170,651
売 上 高(百万円)	126,416	138,525	146,815	143,613
経 常 利 益(百万円)	2,536	6,302	9,205	10,131
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,864	4,616	5,554	7,037
1株当たり当期純利益(円)	27.92	61.67	67.18	81.53
純 資 産(百万円)	24,646	31,780	42,626	49,981
総 資 産(百万円)	96,535	109,185	117,353	129,232

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数によって算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
(株) 森 本 組	百万円 2,000	% 100	土 木 ・ 建 築 工 事

重要な子会社の売上高は394億2千7百万円、当期純利益は25億9千6百万円であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社であり、当連結会計年度の業績につきましては、売上高1,436億1千3百万円、経常利益101億3千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益70億3千7百万円であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び子会社）は、当社（大豊建設株式会社）及び子会社10社（内4社は間接所有によるものです。）で構成され、建設業を主たる業務としています。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりです。

（土木事業） 当社は、建設事業のうち土木事業を営んでおり、子会社である㈱森本組が土木事業の施工及び施工協力を行っています。

（建築事業） 当社は、建設事業のうち建築事業を営んでおり、子会社である㈱森本組が建築事業の施工及び施工協力を、タイ大豊㈱（タイ王国）が建築事業を行っています。

（その他の事業） 子会社である大豊不動産㈱が不動産事業を、大豊塗装工業㈱が塗装工事業を、進和機工㈱が建設資材リース業等を営んでいます。

(12) 主要な営業所

当 社 本 店：東京都中央区新川一丁目24番4号

当 社 支 店：北海道支店（北海道） 東北支店（宮城県）  
北陸支店（新潟県） 東京支店（東京都）  
東関東支店（千葉県） 名古屋支店（愛知県）  
大阪支店（大阪府） 広島支店（広島県）  
九州支店（福岡県） 海外支店（東京都）

㈱ 森 本 組：本 店（大阪府）

(13) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員(人)
土 木 事 業	594
建 築 事 業	479
そ の 他 の 事 業	198
全 社 (共 通)	292
合 計	1,563

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
㈱ 三 井 住 友 銀 行	1,400
㈱ 三 菱 東 京 U F J 銀 行	800
㈱ み ず ほ 銀 行	350
三 井 住 友 信 託 銀 行 ㈱	300
㈱ 三 重 銀 行	300

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数    普通株式    160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数    普通株式    86,323,335株  
(自己株式846,808株を除く)
- (3) 株主数    8,707名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口)	5,663	6.56
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	5,479	6.35
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	3,105	3.60
資産管理サービス信託銀行㈱ (証券投資信託口)	3,045	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口9)	3,043	3.53
住 友 不 動 産 ㈱	2,728	3.16
第 一 生 命 保 険 ㈱	2,055	2.38
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,714	1.99
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED, LUXEMBOURG RE LUDU RE:UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	1,706	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口5)	1,493	1.73

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年度株式報酬型 新株予約権	2015年度株式報酬型 新株予約権	2016年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成27年2月13日	平成28年2月15日	平成29年2月10日
区分	取締役(注1)	取締役(注1)	取締役(注1)
保有者数	5名	5名	5名
目的となる株式の数	167,000株	257,000株	228,000株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時1株当たりの 行使価格	1円	1円	1円
権利行使期間	平成27年3月3日から 平成47年3月2日まで	平成28年3月2日から 平成48年3月1日まで	平成29年3月2日から 平成49年3月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)

(注1) 社外取締役には交付されておりません。

(注2) 新株予約権の行使条件

- ア. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から9年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- イ. 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
- ウ. 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
- エ. 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保設定することはできない。



(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2016年度株式報酬型新株予約権

- 1) 新株予約権の払込金額 1個あたり487,000円  
なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し金銭の払込を必要としない。
- 2) 新株予約権の行使価格 1株当たり1円
- 3) 新株予約権を行使することができる期間  
平成29年3月2日から平成49年3月1日まで
- 4) 当社使用人への新株予約権交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
使用人(執行役員)	139個	普通株式139,000株	11名

(注) 新株予約権の行使条件

- ア. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から9年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- イ. 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
- ウ. 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
- エ. 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保設定することはできない。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	水 島 久 尾	
代表取締役執行役員副社長	多 田 二三男	西日本（大阪・九州）担当（大阪駐在）
取締役執行役員副社長	大 隅 健 一	東北支店長
取締役専務執行役員	中 杉 正 伸	管理本部長兼コンプライアンス・関係会社・総務事項担当
取締役専務執行役員	村 田 茂 樹	建築本部長兼建築第二営業部長
取 締 役	太 田 敬一郎	太田法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	木 屋 善 之	
監 査 役	吉 田 正 臣	
監 査 役	植 田 雅 人	

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第67回定時株主総会において、水島 富和、大隅 健一及び森 克己の3氏は取締役にて再任され、それぞれ就任いたしました。
2. 太田 敬一郎氏は、社外取締役であります。
3. 吉田 正臣及び植田 雅人の両氏は社外監査役であります。
4. 太田 敬一郎及び吉田 正臣の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 木屋 善之氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務・会計に関する適切な知見を有しております。
6. 代表取締役執行役員副社長土木本部長 水島 富和氏は逝去により平成29年3月14日付で退任し、取締役専務執行役員東京支店長 森 克己氏は平成29年3月31日付で取締役を辞任いたしました。
7. 当期中の取締役の担当の異動は次のとおりです。
- (新) (旧)
- 代表取締役 多 田 二三男 西 日 本 土木・建築本部担当（平成28年4月1日付）  
 （大阪・九州）担当 安全環境・海外事項担当  
 （大阪駐在）
- 代表取締役 水 島 富 和 土木本部長 土木本部長（平成28年4月1日付）  
 兼安全環境担当

8. 当社は平成18年4月1日から執行役員制度を導入いたしました。執行役員は以下のとおりであります。

○印は取締役兼務者であります。

役 職	氏 名	担 当 業 務
○執行役員社長	水 島 久 尾	
○執行役員副社長	多 田 二三男	西日本（大阪・九州）担当（大阪駐在）
○執行役員副社長	大 隅 健 一	東北支店長
専務執行役員	森 克 己	東京支店長
○専務執行役員	中 杉 正 伸	管理本部長兼コンプライアンス・関係会社・総務事項担当
○専務執行役員	村 田 茂 樹	建築本部長兼建築第二営業部長
常務執行役員	中 尾 淳 一	大阪支店長
常務執行役員	土 屋 祐 司	管理本部副本部長兼経理部長
執 行 役 員	田 村 利 和	海外支店長
執 行 役 員	今 井 和 美	土木本部副本部長兼土木部長
執 行 役 員	森 下 覚 恵	九州支店長
執 行 役 員	竹 内 清	名古屋支店長
執 行 役 員	松 井 秀 一	大阪支店副支店長兼土木技術部長
執 行 役 員	田 丸 裕	土木本部副本部長兼土木営業部長
執 行 役 員	永 田 修 一	建築本部副本部長兼建築部長兼建築第一営業部長
執 行 役 員	尾 形 則 光	東北支店副支店長

- (注) 1. 尾形則光氏は、平成28年4月1日より執行役員に就任いたしました。  
2. 岩松節男氏は、平成29年3月31日付で執行役員を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、現時点では、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 8名 297百万円 (うち社外取締役 1名 2百万円)

監査役 3名 19百万円 (うち社外監査役 2名 8百万円)

(注) 報酬等の総額には、以下のものが含まれています。

① 当事業年度に役員賞与として費用計上した額

取締役 7名、監査役 1名 9百万円

② 平成29年2月10日開催の取締役会決議に基づき、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権による報酬等の総額

取締役 7名 149百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	太 田 敬一郎	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
監査役	吉 田 正 臣	当期開催の取締役会14回のうち全てに、また当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
監査役	植 田 雅 人	当期開催の取締役会14回のうち全てに、また当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。

2) 当社の不祥事に関する対応の概要  
該当事項はありません。

⑤ 当社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の額

40百万円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託しております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (6) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

### (7) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - 1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会通念を遵守した行動を取るため、「大豊建設株式会社企業行動規範」を全役職員に周知徹底する。
    - 2) 当社グループにおいては、グループ各社に、それぞれの規模や業態に応じて、適正数の監査役あるいはコンプライアンス推進担当者を置き、取締役、執行役員及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。
    - 3) 当社及び当社子会社の取締役が出席するグループ役員連絡会等を定期的開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への報告を義務付ける。
  - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の保存及び管理は、法令及び文書・記録管理規定等の社内規程に従い、適切に行う。
  - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - 1) 当社グループ各社内、各部署に於いて、担当業務に関するリスクを想定し、その対応策を作成し、教育する。災害等各部署に共通する事項については、対応マニュアルを整備し、継続的に教育する。
    - 2) 日常の業務については、企画室により定期的に内部監査を実施し、業務執行に関し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクが発見された時は、直ちに当社管理本部長に報告し、必要な改善を行う。
  - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - 1) 年度経営計画、中期経営計画に従い、目標達成のために業務を執行し、定期的に、その進捗を確認する。
    - 2) 業務執行については、法令及び取締役会規程、経営会議規程、執行役員会規程等の社内規程に従う。
    - 3) 日常の業務執行については、職務権限規程、職制等に従う。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ役員連絡会等において、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を取扱うとともに、必要に応じて当社グループのすべての役職員に周知徹底する。又、適宜に当社顧問弁護士により、子会社取締役等及び使用人に対し研修を行う。
  - 2) 当社は、グループ全体に適用される内部通報制度として公益通報者保護規程を定め、外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 取締役会は、監査役の意見を聞き、十分な協議を行い、合意に基づき、必要な措置をとる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人を設ける際は、他部署の使用人を兼務させない。又この使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- イ 当社取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制
- 1) 取締役及び執行役員は、取締役会、執行役員会等の会議において、監査役に対し、審議事項・決議事項につき、適切な報告を行うために、法令遵守、有効な内部統制、財務内容の適正開示に努める。
  - 2) 取締役、執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
  - 3) 使用人は、定期的に監査の結果を報告する。
- ロ 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- 当社グループの役職員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は会社に重大な損失を与える事実が発生し又はその恐れがあることを知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- ハ 監査役に対し報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要なでないと認められた場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。
  - 2) 当社の監査体制の実効性を高めるため、当社グループの役職員は、監査役の意見を十分に尊重し、監査役の監査に協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当グループの内部統制システムの整備・運用状況を当社の企画室が把握し改善を進めています。また、企画室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っています。

② コンプライアンス

当グループでは、不正行為等の早期発見と是正を図るため公益通報者保護規程を定めており、通報者が不利益を受けないようになっています。また、通報処理体制として社内窓口は管理本部総務部長、社外窓口は弁護士事務所と定めております。

当グループでは、年に1度グループの取締役及び使用人を対象に研修を行っています。

③ リスク管理

当グループでは、企画室による定期的な内部監査や契約審査委員会等を実施し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクについて早期発見に努めています。

また、危機管理マニュアルを策定し、毎年、マニュアルの見直しや災害を想定した訓練を行っています。

④ 子会社の経営管理

当社の企画室は定期的に内部監査を実施することにより、グループ経営に対応した調査を行っています。また、グループ役員連絡会を適時に実施し、子会社の経営状況等の管理を行っています。



⑤ 取締役の職務執行

「大豊建設株式会社企業行動規範」及び社内規程を制定し、取締役が法令、定款に則り社会通念を遵守した行動を取るよう周知徹底しております。また、社外取締役を選任したことで、取締役会等で社外取締役からの発言機会を設けることにより監督機能を強化しております。なお、当事業年度における取締役会は14回開催されております。

⑥ 監査役

監査役は、取締役会への出席や適時に監査を実施することにより、適切な監査を実行しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>83,252</b>	<b>流動負債</b>	<b>50,189</b>
現金預金	22,025	支払手形	6,351
受取手形	4,203	工事未払金	23,544
完成工事未収入金	43,998	短期借入金	1,850
未成工事支出金等	1,326	リース債務	8
短期貸付金	275	未払法人税等	722
立替金	10,345	未成工事受入金	7,358
繰延税金資産	470	預り金	8,954
その他の金	764	完成工事補償引当金	343
貸倒引当金	△157	賞与引当金	399
<b>有形固定資産</b>	<b>16,912</b>	工事損失引当金	165
建物・構築物	1,798	その他の	489
機械・運搬器具	638	<b>固定負債</b>	<b>8,397</b>
工具器具・備品	93	長期借入金	3,150
土地	5,721	リース債務	8
リース資産	15	繰延税金負債	522
建設仮勘定	27	退職給付引当金	4,526
<b>無形固定資産</b>	<b>101</b>	訴訟損失引当金	73
投資その他の資産	8,517	その他の	116
投資有価証券	5,448	<b>負債合計</b>	<b>58,586</b>
関係会社株式	2,134	<b>純資産の部</b>	
長期貸付金	434	<b>株主資本</b>	<b>39,539</b>
前期前払費用	0	資本金	9,030
その他の	630	資本剰余金	7,960
貸倒引当金	△130	資本準備金	7,540
		その他資本剰余金	420
		<b>利益剰余金</b>	<b>22,719</b>
		利益準備金	1,105
		その他利益剰余金	21,613
		固定資産圧縮積立金	136
		別途積立金	6,915
		繰越利益剰余金	14,562
		<b>自己株式</b>	<b>△170</b>
		評価・換算差額等	1,428
		その他有価証券評価差額金	1,324
		繰延ヘッジ損益	103
		新株予約権	610
		<b>純資産合計</b>	<b>41,578</b>
<b>資産合計</b>	<b>100,164</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>100,164</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

完 成 工 事 高		99,295
完 成 工 事 原 価		90,326
完 成 工 事 総 利 益		8,969
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,192
営 業 利 益		5,776
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	588	
為 替 差 益	90	
そ の 他	41	720
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40	
支 払 保 証 料	52	
支 払 手 数 料	30	
そ の 他	3	126
経 常 利 益		6,369
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	128	131
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	16	
訴 訟 関 連 損 失	19	
そ の 他	0	36
税 引 前 当 期 純 利 益		6,464
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,620	
法 人 税 等 調 整 額	△25	1,595
当 期 純 利 益		4,868

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>112,867</b>	<b>流動負債</b>	<b>67,894</b>
現金預金	31,612	支払手形・工事未払金等	41,496
受取手形・完成工事未収入金等	67,292	短期借入金	1,850
未成工事支出金等	2,125	未払法人税等	1,470
短期貸付金	19	未成工事受入金	9,241
立替金	10,285	預り金	10,863
繰延税金資産	745	完成工事補償引当金	399
その他	949	賞与引当金	588
貸倒引当金	△162	工事損失引当金	717
<b>固定資産</b>	<b>16,364</b>	その他	1,266
<b>有形固定資産</b>	<b>8,647</b>	<b>固定負債</b>	<b>11,356</b>
建物・構築物	1,951	長期借入金	3,150
機械、運搬具及び工具器具備品	803	繰延税金負債	618
土地	5,845	退職給付に係る負債	6,294
リース資産	18	訴訟損失引当金	73
建設仮勘定	27	その他	1,219
<b>無形固定資産</b>	<b>132</b>	<b>負債合計</b>	<b>79,251</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,584</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	6,614	<b>株主資本</b>	<b>47,687</b>
長期貸付金	60	資本金	9,030
繰延税金資産	91	資本剰余金	7,960
その他	960	利益剰余金	30,867
貸倒引当金	△142	自己株式	△170
		その他の包括利益累計額	1,342
		その他有価証券評価差額金	1,533
		繰延ヘッジ損益	103
		為替換算調整勘定	△25
		退職給付に係る調整累計額	△269
		新株予約権	610
		非支配株主持分	340
		<b>純資産合計</b>	<b>49,981</b>
<b>資産合計</b>	<b>129,232</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>129,232</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

## 連結損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息 受取配当金 為替差益 その他 営業外費用 支払利息 支払保証料 支払手数料 その他 経常利益 特別利益 固定資産売却益 訴訟損失引当金戻入額 特別損失 固定資産除売却損 訴訟関連損失 工事損失引当金繰入額 その他 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	143,613 128,398 15,214 5,167 10,047 6 77 91 52 39 69 30 4 2 128 16 25 307 0 2,886 △40 7,065 27 7,037	143,613 128,398 15,214 5,167 10,047 227 143 10,131 131 350 9,911 2,846 7,065 27 7,037
--	---	---

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

大豊建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 春 山 直 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊建設株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

大豊建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 春 山 直 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大豊建設株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大豊建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

大豊建設株式会社 監査役会

常勤監査役 木 屋 善 之 ㊞  
社外監査役 吉 田 正 臣 ㊞  
社外監査役 植 田 雅 人 ㊞

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は長期的発展の礎となる財務体質の充実を図りつつ、安定的な配当の維持及び向上を図っていくことを基本方針としておりますが、第68期の期末配当金につきましては、当期の実績並びに経営環境を総合的に勘案いたしまして、普通株式1株につき9円を配当させていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
 当社普通株式1株につき金 9円（うち普通配当7円・特別配当2円）  
 総額776,910,015円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
 平成29年6月30日

### 第2号議案 取締役7名選任の件

平成29年3月31日付けをもって取締役森 克己氏は辞任され、本総会終結の時をもって、取締役水島 久尾、多田 二三男、中杉 正伸、村田 茂樹及び太田 敬一郎の5氏は任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	水島 久尾 <small>みずしま ひさお</small> (昭和20年10月24日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 当社名古屋支店土木工事部長 平成10年4月 当社名古屋支店土木営業部長 平成12年5月 当社名古屋支店長 平成13年6月 当社取締役名古屋支店長 平成15年6月 当社取締役東京支店長 平成16年6月 当社専務取締役土木本部長 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役土木本部長 平成18年4月 当社代表取締役執行役員副社長土木本部長 平成20年6月 当社代表取締役執行役員社長 現在に至る	78,598株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">た だ ぶ み お 多 田 二 三 男</p> <p>(昭和28年11月23日生)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成12年10月 当社土木本部土木第一営業部次長</p> <p>平成13年10月 当社土木本部土木第一営業部長</p> <p>平成15年3月 当社名古屋支店副支店長</p> <p>平成16年7月 当社土木本部土木第一営業部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役土木本部土木第一営業部長</p> <p>平成18年4月 当社取締役執行役員土木部次長兼土木第一営業部長</p> <p>平成19年1月 当社取締役執行役員東京支店長兼土木部次長</p> <p>平成19年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長兼土木部副部長</p> <p>平成20年6月 当社取締役常務執行役員土木本部長</p> <p>平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員土木本部長</p> <p>平成23年4月 当社代表取締役執行役員副社長土木本部長</p> <p>平成24年4月 当社代表取締役執行役員副社長建築本部長</p> <p>平成26年4月 当社代表取締役執行役員副社長 現在に至る</p>	38,593株
3	<p style="text-align: center;">な か す ぎ ま さ の ぶ 中 杉 正 伸</p> <p>(昭和28年10月3日生)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成11年8月 当社管理本部総務部法務課長</p> <p>平成16年3月 当社管理本部総務部総務課長</p> <p>平成20年1月 当社管理本部総務部長</p> <p>平成21年2月 当社執行役員管理本部長</p> <p>平成21年6月 当社取締役執行役員管理本部長</p> <p>平成22年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長</p> <p>平成25年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長 現在に至る</p>	15,298株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	むら た しげ き 村 田 茂 樹 (昭和27年8月18日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年11月 当社大阪支店建築部長代理 平成14年4月 当社大阪支店建築部長 平成20年6月 当社執行役員大阪支店副支店長兼建築部長 平成22年4月 当社執行役員建築本部副部長兼東京支店副支店長 平成23年4月 当社常務執行役員建築本部副部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員建築本部副部長 平成23年11月 当社取締役常務執行役員東京支店副支店長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員建築本部副部長 兼建築部長兼東京支店副支店長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員建築本部長 兼建築第二営業部長 平成26年6月 当社取締役専務執行役員建築本部長 兼建築第二営業部長 現在に至る	11,540株
5	※ いま い かず み 今 井 和 美 (昭和30年9月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年11月 当社土木本部長代理 平成20年5月 当社九州支店工事部長 平成21年2月 当社東京支店土木技術部長 平成24年6月 当社土木本部長 平成25年4月 当社執行役員土木本部副部長 兼土木部長兼土木技術部長 平成26年4月 当社執行役員土木本部副部長 兼 土 木 部 長 平成29年4月 当社常務執行役員土木本部長 現在に至る	1,346株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ かわ ぐち てつ ろう 川 口 哲 郎 (昭和23年10月31日生)	平成17年12月 外務省中東アフリカ局地域調整官 平成18年3月 大臣官房総務課企画官 平成20年1月 特命全権大使マダガスカル、コモロ 平成24年12月 退官 現在に至る	0株
7	※ かき つば きみ よし 垣 鏝 公 良 (昭和29年10月25日生)	昭和57年4月 検事任官東京地方検察庁 昭和61年4月 弁護士登録第一東京弁護士会 垣鏝法律事務所入所 平成17年4月 東京ウィル法律事務所開設 現在に至る	0株

- (注)
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
  - 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 担当等は事業報告の「取締役及び監査役 of の状況」欄に記載のとおりです。
  - 川口 哲郎氏及び垣鏝 公良の両氏は社外取締役候補者であります。なお、川口 哲郎氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
  - 社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
    - 川口 哲郎氏は長年行政機関の要職を歴任され、幅広い経験と知見を基に社外取締役として経営への監督と提言をしていただけると判断したためであります。  
なお、同氏は社外取締役となる以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
    - 垣鏝 公良氏は弁護士としての専門的な知識と経験を基に社外取締役として経営への監督と提言をしていただけると判断したためであります。  
なお、同氏は社外取締役となる以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  - 川口 哲郎氏及び垣鏝 公良の両氏の取締役選任が承認可決された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役木屋 善之、吉田 正臣及び植田 雅人の3氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	木屋 善之 (昭和29年8月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社管理本部経理部主計課長 平成18年7月 ㈱森本組管理本部経理部長 平成20年4月 ㈱森本組執行役員管理本部副本部長兼経理部長 平成21年6月 ㈱森本組取締役執行役員管理本部副本部長兼経理部長 平成23年6月 ㈱森本組監査役 平成25年6月 当社監査役 現在に至る	2,310株
2	※ 橋本 一男 (昭和28年5月8日生)	平成22年4月 あいおい損害保険㈱(現あいおいニッセイ同和損害保険㈱)執行役員四国本部長 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険㈱執行役員北海道本部長 平成23年4月 あいおい生命保険㈱常務執行役員三井住友海上あいおい生命保険㈱執行役員 平成23年10月 平成26年3月 同社退任 現在に至る	0株
3	※ 原田 良輔 (昭和29年5月22日生)	平成22年4月 ㈱三井住友銀行常務執行役員 平成23年5月 三井住友ファイナンス&リース㈱専務執行役員 平成23年6月 同社取締役専務執行役員 平成25年5月 S M B C 債権回収㈱顧問 平成25年6月 同社代表取締役社長 現在に至る	0株

- (注)
- ※印は、新任の監査役候補者であります。
  - 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 原田 良輔氏はS M B C 債権回収㈱代表取締役社長を平成29年6月に退任予定であります。
  - 橋本 一男及び原田 良輔の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、橋本 一男氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

5. 社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
  - (1) 橋本 一男氏は保険業界での豊富な経験と企業活動に関する専門的な知見により、社外監査役としての役割を適切に遂行いただけると判断したためであります。
  - (2) 原田 良輔氏は金融機関での専門的な知識と豊富な経験及び経営者としての幅広く高度な見識により、社外監査役としての役割を適切に遂行いただけると判断したためであります。
6. 木屋 善之、橋本 一男及び原田 良輔の三氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる事態に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
つちやふみお 土屋文男 (昭和27年7月26日生)	昭和60年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会 平成元年4月 土屋綜合法律事務所開設 現在に至る	1,000株

- (注)
1. 土屋 文男氏と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。
  2. 土屋 文男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について  
土屋 文男氏は弁護士であり、長年培われた法律知識・経験等に基づき、監査役に就任された場合に的確な助言と監査をしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は社外監査役となる以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  4. 土屋 文男氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## 第5号議案 退任する社長に特別功労金を支給する件

代表取締役執行役員社長 水島 久尾氏は第2号議案をご承認いただき、取締役役に選任されたときは、本総会終結後開催の取締役会において、代表取締役会長に就任を予定しております。

つきましては、同氏に対し在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従い、特別功労金として121,000千円を支給したいと存じます。

なお、その支給時期及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏は、平成20年6月に代表取締役執行役員社長に就任し、その年の9月に発生したリーマンショックによる金融市場、株式市場の混乱により、当社の株価は38円まで下落しました。同氏は、このような困難な状況の中で、執行役員社長として当社の先頭に立ち、不良資産の整理等積極的な業績の立て直しを行い、財務体質を著しく改善させることに成功し、平成29年3月期には自己資本比率37.9%、自己資本利益率15.5%となり、会社創業以来最高の営業利益を達成させるに至りました。

### 過去10年の経営成績及び財務状況

	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	自己資本 比率(%)	自己資本 利益率(%)	配当金 (円/株)	株価(円)	
							高値	安値
平成20年3月期	163,246	△301	△647	16.7	△2.4	2.00	252	97
平成21年3月期	142,353	1,950	△3,536	18.2	△15.0	0.00	153	38
平成22年3月期	120,978	1,706	624	23.0	2.9	1.00	128	50
平成23年3月期	116,564	867	490	24.9	2.2	1.00	151	60
平成24年3月期	101,179	276	△499	24.4	△2.3	1.00	147	81
平成25年3月期	112,740	△411	△2,629	22.0	△12.6	1.00	164	79
平成26年3月期	126,416	2,536	1,864	25.2	8.4	2.00	493	97
平成27年3月期	138,525	6,302	4,616	28.7	16.6	3.00	738	343
平成28年3月期	146,815	9,205	5,554	35.7	15.2	5.00	659	406
平成29年3月期	143,613	10,131	7,037	37.9	15.5	9.00	592	421

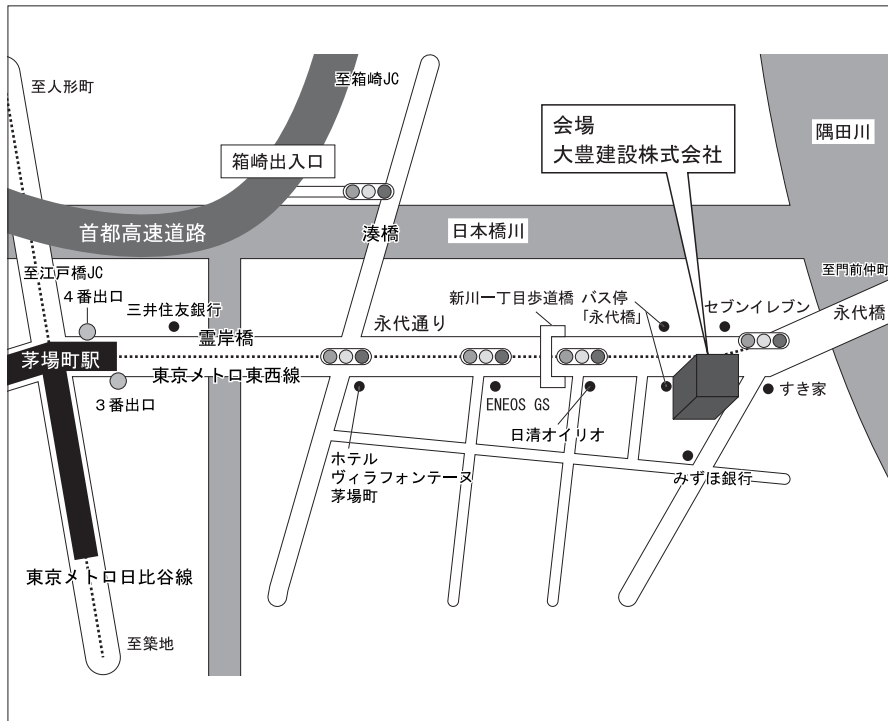
同氏の略歴につきましては、本招集ご通知25頁第2号議案に記載の平成13年6月以降をご覧ください。

以 上

# 会場案内図

東京都中央区新川一丁目24番4号

当社本店 地階会議室



○東京メトロ 東西線 } 茅場町駅より徒歩10分  
日比谷線 }